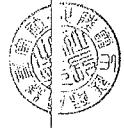
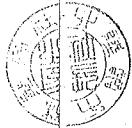


吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2020 年 4 月 1 日
北陸電力株式会社
北陸電力送配電株式会社



2020年4月1日

吸収分割に係る事後開示事項

富山県富山市牛島町15番1号

北陸電力株式会社

代表取締役社長 社長執行役員 金井 豊



富山県富山市牛島町15番1号

北陸電力送配電株式会社

代表取締役社長 水野 弘一



北陸電力株式会社（以下「北陸電力」といいます。）及び北陸電力送配電株式会社（以下「北陸電力送配電」といいます。）は、2019年4月25日付で締結した吸収分割契約に基づき、北陸電力が一般送配電事業に関して有する権利義務を北陸電力送配電へ承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を実施いたしました。

本件分割に係る事後開示事項は、次のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日

2020年4月1日

2. 吸収分割会社における法定手続の経過

(1) 会社法第784条の2の規定（吸収分割をやめることの請求）に係る手続の経過

会社法第784条の2に基づき、北陸電力に対して本件分割をやめることの請求をした株主は存在しませんでした。

(2) 会社法第785条の規定（反対株主の株式買取請求）に係る手続の経過

北陸電力は、会社法第785条第3項及び第4項に基づき、2020年2月13日付で株主に対して電子公告を行いましたが、同条第1項に従い北陸電力に株式買取請求をした株主は存在しませんでした。

(3) 会社法第787条の規定（新株予約権買取請求）に係る手続の経過

北陸電力は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 会社法第789条の規定（債権者の異議）に係る手続の経過

北陸電力は、会社法第789条第2項及び第3項に基づき、2020年2月13日付の官報及び電子公告により、債権者に対して公告を行うとともに、法令上必要な範囲において個別の催告をいたしましたが、債権者から異議の申述はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社における法定手続の経過

(1) 会社法第796条の2の規定（吸収分割をやめることの請求）に係る手続の経過

北陸電力送配電の株主は北陸電力のみであり、会社法第796条の2に基づき、北陸電力送配電に対して本件分割をやめることの請求をした株主は存在しませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定（反対株主の株式買取請求）に係る手続の経過

本件分割は、北陸電力送配電の唯一の株主である北陸電力の同意をもって、北陸電力送配電の株主総会の承認決議を経ており、反対株主は存在しないため、該当事項はありません。

なお、北陸電力が会社法第 796 条第 1 項本文に規定する特別支配会社に該当するため、北陸電力送配電は、同法第 797 条第 3 項に基づく通知を実施しておりません。

(3) 会社法第 799 条の規定（債権者の異議）に係る手続の経過

北陸電力送配電は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項に基づき、2020 年 2 月 13 日付の官報及び電子公告により、債権者に対して公告を行いましたが、債権者から異議の申述はありませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

北陸電力送配電は、本件分割の効力発生日をもって、吸収分割契約の定めに従い、北陸電力が一般送配電事業に関して有する権利義務を承継しました。これにより承継した資産の額は 4,507 億円（概算値）、負債の額は 131 億円（概算値）です。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2020 年 4 月 8 日（予定）

6. その他吸収分割に関する重要な事項

・本件分割について、2020 年 3 月 13 日、経済産業大臣の認可を受けております。

・北陸電力の既存の社債に係る社債権者等の権利を保護するため、北陸電力送配電は本件分割の効力発生日と同日に、北陸電力に対して社債の発行等を行いました。当該社債発行等に伴う北陸電力送配電の資産及び負債の額の変動は、負債の額が 3,762 億円増加するのみであり、資産の額は変動いたしません。当該負債の額の増加を考慮しても北陸電力送配電の資産の額は負債の額を十分に上回っております。

以上